

電力の購入に係る裾切りの方法（案）

第 1 回 WG における議論を踏まえ、環境配慮契約法に係る基本方針（電気の供給を受ける契約について）の基本的考え方等に示された裾切り方式について、具体的な方法を以下に提示する。

1. 裾切り方式において考慮すべき要素

（1）裾切りで考慮する必須要素

各省等が現在行っている裾切り方式を踏まえ、以下の 3 つの要素をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者であり、かつ、前年度 R P S 法の履行義務を達成している者に入札参加資格を与えることとする。

CO₂ 排出係数

未利用エネルギーの活用状況

新エネルギーの利用状況

なお、各要素の区分値・配点および裾切り下限点については、基本方針の解説資料で複数の例を示した上で、入札実施主体がそれぞれ、以下の観点から判断の上、設定することとする。

適切な競争の確保の観点から、原則複数の事業者の参入を確保する

当該地域において電力の供給を行っている一般電気事業者を含む複数の電気事業者の直近の排出係数や数年間の平均値等を参考とする

毎年度見直しを検討する

（2）上記の要素に係る具体的指標

CO₂ 排出係数

- ・地球温暖化対策推進法に基づく、その時点で最新の二酸化炭素排出係数を使用する

未利用エネルギーの活用状況

- ・前年度の未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。

前年度の未利用エネルギー¹による発電電力量 (kWh) を前年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値

(算定方式)

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{前年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

新エネルギーの活用状況

・前年度の新エネルギーの利用量を使用する。算出対象および算定方式は以下のとおり。(単位はすべて kWh)。

ア．前年度自社施設で発生した RPS 法で定める新エネルギー等電気の利用量 (以下、「新エネ利用量」という。)

イ．前年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー電気相当量 (RPS 法施行規則第 1 条第 2 項に定めるものをいう。以下、「新エネ相当量」という。)

ウ．前年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量

エ．一昨年度からバンキングした新エネ相当量

オ．本年度にバンキングした新エネ相当量

カ．資源エネルギー庁が発表した RPS 法第 4 条及び附則第 3 条に定める方式により算出した前年度の当該電気事業者の基準利用量

(算定方式)

$$\text{前年度の新エネルギーの導入状況} = \frac{\text{ア} + \text{イ} - \text{ウ} + \text{エ} - \text{オ}}{\text{カ}}$$

2. 裾切り方式における考慮を検討すべき要素

電気事業者の環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価する観点から、以下の項目に関し、裾切りへ織り込むことの是非及び織り込む場合はその具体的手法について検討を実施する。

なお、裾切りの設定に当たっては事業者の環境配慮の取組に係る政策の重要性および政策間の整合性を勘案した上で、極力重複計上されないよう留意する必要がある。

¹ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)) をいう。

工場等の廃熱又は排圧

廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (RPS 法で定める新エネルギーに該当するものを除く。)

高炉ガス又は副生ガス

(1) 京都メカニズムクレジットの排出係数への反映

京都メカニズムのクレジットについては、環境配慮契約法の入札条件においては、当該電気事業者のCO₂排出係数を基にして契約法の評価のために用いる平均的排出係数へ反映することが適切と考えられる。

現在、算定・報告・公表制度において、電気事業者ごとの排出係数に反映させる方策については、本年度中に十分に検討が行われ、結論について関係者に周知を図ることとされている。

(2) グリーン電力証書の扱いについて

グリーン電力証書制度は次の目的²で運用されているものである。

- ・本制度を通じてグリーン電力価値を所有することにより、グリーン電力発電設備を自ら保有することが困難な企業・自治体等の環境対策に貢献する。
 - ・発電者がグリーン電力価値を販売できるため、経済的なグリーン電力発電設備の建設に貢献することとなり、ひいては日本におけるグリーン電力の導入に貢献する。
- こうした目的で運用されているグリーン電力証書について、電気の入札における参加者の裾切りの要件として位置づける方法とその際の留意点は次のように考えられる。

グリーン電力証書の排出係数への反映

グリーン電力証書を事業者別排出係数の算定に織り込む場合には、以下の点に留意することが必要ではないか。

- ）二酸化炭素の削減量を保証した証書ではない
- ）二酸化炭素の削減量は、現行の温対法において認定設備の所在する電力会社の排出量の中に既に織り込まれている

グリーン電力証書の譲渡を裾切りの条件の中で考慮すること

グリーン電力証書の一定量を電気事業者が入札実施者に譲渡することを裾切りの条件の中で考慮する場合、以下の点に留意することが必要ではないか。

- ）二酸化炭素の削減量を保証した証書ではない
- ）本来、需要家が自らの意思及び自らの負担で購入するもの
- ）電気事業者には供給者側の義務として、RPS法に基づく新エネルギーの導入が義務化されている
- ）非落札者にグリーン電力証書の無償譲渡を要求することとならないようにする
- ）すべての事業者にグリーン電力証書を購入することを求めることとならないよう配慮（例えば、グリーン電力証書を裾切りに織り込むことを前提に二

² グリーン電力証書認証機構HPより抜粋 <http://eneken.ieej.or.jp/greenpower/jp/01-1.htm>

酸化炭素等の基準値を厳しく設定することがないよう考慮)

なお、グリーン電力証書を電気事業者が保有するのみで裾切りの要素として評価することは、グリーン電力証書が他者に転売され、他の入札において同じ証書が評価対象となる可能性がある。

3 . その他の検討事項

- ・ 入札時の排出係数と当該契約期間中の実排出係数との相違がある場合の対応

入札実施時に使用した排出係数と当該契約実施期間中の実排出係数に相違が生じる事態が予想される。排出係数の悪化した電気事業者は、翌年度以降の入札において不利となることから、特段の措置を講じなくとも、排出係数を改善する努力は継続的に自ら行うものと予想されるとの意見もある。